

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用規定)</p> <p>第9条 資格等規程第13条、第14条（第2項3号を除く。）、第15条、第16条及び第18条の規定は、特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成、競争入札審議会、地方競争入札審議会、秘密の保持及び医療局長又は企業局長の依頼による入札の執行等について準用する。この場合において、<u>第14条第1項、第15条及び第18条</u>中「県営建設工事」とあるのは「特定県営建設工事」と読み替えるものとする。</p> <p>2 一般規程<u>第11条、第12条及び第13条</u>の規定は、特定県営建設工事に係る一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成、一般競争入札審議会及び医療局長又は企業局長の依頼による一般競争入札審議会の開催について準用する。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第9条 資格等規程第13条、第14条（第2項3号を除く。）、第15条、第16条及び第18条の規定は、特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成、競争入札審議会、地方競争入札審議会、秘密の保持及び医療局長又は企業局長の依頼による入札の執行等について準用する。この場合において、<u>資格等規程第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第18条</u>中「県営建設工事」とあるのは、「特定県営建設工事」と読み替えるものとする。</p> <p>2 一般規程<u>第10条、第11条及び第12条</u>の規定は、特定県営建設工事に係る一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成、一般競争入札審議会及び医療局長又は企業局長の依頼による一般競争入札審議会の開催について準用する。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(特定県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等に関する規程の廃止)</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(競争入札審議会の特例)</u></p> <p>3 <u>競争入札審議会は、第9条第1項において準用する資格等規程第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、総務室入札課長（総務室入札課長に事故があるときは、総務室長が指名する者）が主宰し、総務室長がその都度指名する者5人以上が出席して行う。</u></p> <p><u>(地方競争入札審議会の特例)</u></p> <p>4 <u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局（二戸地域振興センターを除く。）における地方競争入札審議会は、第9条第1項において準用する資格等規程第15条の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、当該広域振興局の経営企画部入札</u></p>

課長等（経営企画部入札課長等に事故があるときは、経営企画部長等が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、当該広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から当該広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する者4人以上が出席して行う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。